

平成27年(ワ)第180号 南相馬市原発損害賠償請求事件

原告 高田一男 外150名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面 (5)

～原告らの避難慰謝料について～

2016(平成28)年11月7日

福島地方裁判所 いわき支部 御中

原告人ら訴訟代理人 弁護士 広 田 次 男



同 同 大 木 一 俊



同 同 坂 本 博 之



同 同 深 井 剛 志



同 同 野 崎 嵩 史



## 第1 はじめに

原告らは、本件訴訟において、被告に対し、避難慰謝料及び故郷（以下「ふるさと」という。）喪失慰謝料又はふるさと変容慰謝料の支払いを求めている。本準備書面は、そのうち避難慰謝料について、具体的に述べるものである。

## 第2 避難慰謝料の内容

### 1 避難者生活の実態と避難者の心情

原告らは、訴状において、避難者生活の実態と避難者の実情について、次のように述べた（67～68頁）。

「これまで、避難地域の人々の多くは、自然との調和のもとに生活し、農地や海、山、川などから自然の恵みを受けて生活してきた。家族や地域の人々、職場の人々との交流、充実した仕事に日々従事してきた。ペットや家畜などとの触れ合い等の中で、人間らしい生活を送ってきた。その地域に、自己実現の場を求め、文化を継承し創造していく場を実現してきたのである。ところが、本件事故は、地域生活そのものを根本から破壊してしまった。避難地域の自然環境、経済、文化、コミュニティなどを、徹底的に破壊してしまったのである。

そして、避難の強制は、それぞれの人生設計、生活に決定的に重大な影響を生じさせている。住民らの多くは、学業の中断を余儀なくされたり、職を失ったり、思い描いていた職業に就く機会を奪われた。

避難者らは、何の予告もなく、着の身着のまま追いつめられ、地域社会がばらばらに分断されてしまったのである。長年かけて形成されてきた集落や地縁が失われ、その中で長年継承されてきた伝統的文化が失われ、生産や学びの場が消失してしまったのである。故郷に置いて来ざるを得なかった家畜やペットの多くは餓死し、美しい故郷は不毛地帯と化している。愛する美しい故郷が汚され、帰る場所も無いという「喪失感」によって気力を失いつつある人も数多くいるのである。避難者らは、一次帰宅の度に、荒れ果てて行く自宅や地域を

なすすべなく見ているしかない。大切にしていた自宅は、雨漏りでカビだらけになり、ネズミや獣の糞が部屋の中に転々と転がり、ウジが湧いている。庭木の間には、背丈より高くなった雑草が生い茂っており、もとの姿はない。このような姿を一時帰宅の度に見て、避難者らは心を痛め、気持ちが萎えていってしまうのである。

萎えていくのは気持ちだけではない。避難生活の長期化の中で、体力も衰えていき、次々に病気になっていく人が絶えない。体力の無いお年寄を中心に体調を崩し、持病が悪化したり、あらたな病気となり、さらには死亡してしまったり、ショックのあまり自死という道を選んでしまうという痛ましい事件も頻発している。

狭い仮設住宅やアパートの隣人の声や音に苛まれ、不眠症を患い、生甲斐や自分の存在価値を見いだせなくなり、絶望的な気持ちとなり、平常心を失って精神的に参りつつある避難者たち、不毛地帯と化した故郷に心を痛め、大切な自宅が獣や窃盗団に荒らされていることを、ただただ放置するしかない状況に心を痛めている避難者たち、がいるのである。」

以上の事実については、避難者に対する各種調査（「浪江町被害実態報告書」甲A 4 4、「平成 23 年度双葉 8 か町村災害復興実態調査基礎集計報告書（第 2 版）」）から見てとれるが、原告らについても妥当するものであることは言うまでもない。

## 2 避難生活を余儀なくされたことから生ずる精神的損害

原告らが求めている「避難慰謝料」（1 人月額 3 5 万円）は、上記 1 のとおり、原告らが本件事故によって、それまでの平穏な日常生活を失い、「包括的生活利益としての平穏生活権」を奪われ、「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害である（淡路意見書・甲A 4 5）。

原子力損害賠償紛争審査会が 2 0 1 1（平成 2 3）年 8 月 5 日に決定した「東

京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という。)においても、少額ではあるが、「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」として、避難慰謝料を認めている(20頁)。

### 3 避難生活による著しい生活阻害がもたらす精神的苦痛の内容

「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」とは、他所(よそ)での避難生活を強いられることによる、心身の苦痛、不便、不自由、不安等がもたらす、ストレスと精神的苦痛である。

そして、訴状でも述べたとおり、このような心身の苦痛、不便、不自由、不安等をもたらす避難生活における要素として、① 避難先住居での生活の限界(苦痛・不便・不自由)、② 見知らぬ土地での生活上の不安(苦痛・不安)、③ 被ばくによる不安・差別(不安・苦痛)、④ 仕事の喪失(不安)、⑤ 家族の離散(苦痛・不安)、⑥ 被害者同士の軋轢(苦痛・不安)の6つが考えられる。

以下では、この6つの要素について詳述する。

なお、これもまた訴状でも述べたことだが、これらの要素を示す具体的な損害事実は、原告によってそれぞれ異なるのであって、全ての原告が共通してこの6つの要素における損害事実を主張するというものではない。

平穏な日常生活が奪われ、避難生活による著しい生活阻害がもたらす精神的損害の実態が各人によって異なることがあるのは当然のことであり、これらの被害は、避難生活にともなう事態として総体として捉えられるべきである。そして、そのような総体としての被害を、各原告に共通するものとして括りだし、定型的・包括的に評価することこそが相応しいのである。

#### 4 心身の苦痛, 不便, 不自由, 不安等をもたらす避難生活における要素

##### (1) 避難先住居での生活の限界 (苦痛・不便・不自由)

###### ア 避難所, 親戚・知人方での避難生活

原告らは, 仮設住宅あるいは借り上げ住宅に落ち着くまでの間は, 学校の体育館等に設けられた避難所あるいは親戚, 知人宅を何度も転々とした。原告らのほとんどが3回以上の避難場所の移動を余儀なくされている。

避難所は寒く, 多数の避難者がいた上, 家族毎の仕切りもない狭い空間で起臥寝食をしなければならないため, プライバシーは全く保てず, いびきや寝息等を気にして十分睡眠を取ることも休むこともできなかった。

また, 暖かい食事は言うに及ばず, トイレ, 入浴等も満足にできなかった。原告牛来信一(原告番号4)が避難した「あづま総合体育館」では, 食事はパンとペットボトル入りの水だけで, 1回だけ温かいおにぎりが1人2個宛配給されたことがあったが, その際, 長男の原告新が「こんなに美味しいんだ。」と言ったことを今でも家族全員が覚えている。

そのため, 温泉宿に避難した原告もいたが, 当然のことながら宿泊費は自らが負担しなければならなかった。

親戚や知人宅に避難した場合には, 暖かい食事やトイレ, 入浴等はできたものの, 狭い部屋で何人もが生活しなければならず, やはりプライバシーは全く保てず, 十分睡眠を取ることも休むこともできなかった。また, 世話になった親戚や知人への気兼ねもあって肩身の狭い思いで日々を過ごさなければならなかった。

上記の原告牛来信一一家は, 一時, 川口市の3人暮らしの親戚の家で避難生活を送ったが, 他の避難者もいて避難者が7名となり, 合計10名で共同生活を送ることになり, プライバシーのない状態となった。また, 食料品等を買って渡していたものの, 肩身の狭い思いで毎日を過ごしていた。

しかも, 原告らは, 短期間のうちに, 避難先を何度も変えなければならず,

避難先での買い物の場所や決まり事に慣れるのにも一苦勞であった。

また、多くの原告が、避難の過程で家族の分離を経験している。

さらには、原告高田一男（原告番号1）のように、津波に飲まれた妻や長男の遺体の探索もできない者もいた。

本件事故の実態も放射能汚染の実態も知らされることなく、放射能線の被ばくを恐れ、ただただ逃げまどう精神的苦痛に加えての、不便さ、不自由さの苦痛であり、原告らに大きな身体的、精神的ストレスとなった。

#### イ 仮設住宅あるいは借り上げ住宅での避難生活

原告らは、その後、仮設住宅あるいは借り上げ住宅に入居したものの、いずれも、以前の住居よりも相当狭いものであった。

仮設住宅は、狭い二間にキッチンとユニットバスが付いたもので作りも簡易で、長期間の生活を予定してはいないものである。そのため、隣室の住人の生活音に悩まされたり、逆に自らが生活音を出さないようにと隣室の住人に気をつかっての毎日で、心の休まる日はなかった。この点について、原告藤澤清一（原告番号6）は、「仮設住宅は、夏は暑く、冬は寒いため、非常に住みずらく感じた、また、一部屋は4畳半+4畳半という狭い部屋で、隣同士が近接しているため、隣の人の生活音がうるさかったり、自由がなかったり、他人に見られている様な気がして、肩身の狭い思いをした。」と述べている。

借り上げ住宅の場合には、近くに避難者がいないため避難者同士の交流ができず、孤立した生活を送らざるを得なかった。また、戸建ての場合は別として、慣れない共同住宅での生活で、隣室や階上・階下の住人に気を遣う毎日であった。戸建ての借り上げ住宅であっても建て付けが悪く、結露してカビが生えたり、冬の寒さや夏の暑さをしのぐのに一苦勞であった。

原告らは、このような苦勞も、先行きが見えるのであればそれまでと思い耐えることもできるが、後記のとおり、先行きが読めない中での苦勞であり原告らにとって、計り知れないストレスとなった。

## (2) 見知らぬ土地での生活上の不安（苦痛・不安）

原告らの避難は、本件事故により漏出した放射性物質による被ばくを避けるためになされた避難指示によるものであったから、必然的に、以前の住居からは相当離れた場所になった。

原告らは、それまで住み慣れた地域から突然切り離され、見知らぬ土地で生活を一から始めなければならなくなった。買い物をする店や通院する病院の場所やゴミの出し方等を新たに覚え、避難先から通勤や通学をしなければならなくなった。原告佐藤廣などは高速道路をつかっても通勤時間が2時間にも及ぶため、十分な休息を取れないストレスから、やむなく家族を避難先に残して帰還している。

学校や勤務先に通学、通勤できない場合には、転校や転職をせざるを得なくなった。

これまた、先行きが読めない中での生活、決断であり原告らにとって、計り知れないストレスとなった。

## (3) 被ばくによる不安・差別（不安・苦痛）

避難は、放射線被ばくを避けるための行動であったが、政府による情報が不十分であったため、避難が遅れたり、原告佐藤廣（原告番号22）のように一旦自宅に戻ってしまったり、原告半杭勝子一家（原告番号3）のように川俣町山木屋（原告勝子）や飯館村草野（原告静雄及びアサ子）といったより放射線量が高い地域に避難してしまったりした原告もいた。

原告らの多くは、自分自身が被ばくしたことによる健康に対する不安を持っているだけでなく、放射線に感受性の強い子どもを被ばくさせたことを悔やんでいる。また、健康被害が出なくとも、被ばくに対する偏見から、将来結婚に支障が出るのではないかと心配する未婚者や若い子を持つ親も多い。

これらも、原告らにとって、大きなストレスとなっている。

## (4) 仕事の喪失（不安）

避難によって、原告高田一男や原告山田弘子（原告番号31-2）のように自営業者であった者は仕事そのものを失い、また、原告半杭勝子のように勤め人であった者は、勤め先が営業を休止、あるいは廃止したため、職を失うことになった。

なお、原告半杭勝子のように、畜産業に関わっていたものについては、家畜の殺処分や給餌の中断による家畜の餓死といった想像を絶する光景を目の当たりにするというストレスに見舞われている。

さらに、原告らの多くは兼業農家であり、農地が放射性物質によって汚染されたことに加え、農地から遠く離れ地で避難生活を送らなければならなくなったことから、生業を失ってしまった。先祖から代々受け継いだ農地を守って、美しい自然に囲まれた中で作物を育てることは、生き甲斐であり誇りであったが、それが奪われ、「無為」な生活となってしまっている。

さらに、原告らは、兼業農家の場合は勿論のこと非農家であっても、広い庭や家庭菜園を有しており、草花や自家消費用の野菜を育てるのを趣味とし、生き甲斐の一つであったが、避難先には庭も家庭菜園もないため、それができなくなってしまった。

このような生き甲斐を奪われたことの喪失感には計り知れないものがある。

そして、避難先で外出もせず部屋に閉じこもりがちになって、体を動かさなくなったため、体重が増えたり、血圧が上がったりするなど健康面にも影響が出ている。

#### (5) 家族の離散（苦痛・不安）

原告らの多くは、本件事故前は広い住居に2世代あるいは3世代同居の生活を送っていた。祖父母にとって、孫たちの世話をしたり語り合う等の交流は、老後の生き甲斐であり、また、孫たちも祖父母から地域のこと等を学ぶことができ、人間的な成長にとっても有益であった。そして、祖父母が家にいることは、それだけで家族に安心感をもたらした。



しかし、避難先の住居の狭さや子ども達には放射線被ばくを避けさせたいとの思いから、世代別の避難となったり、夫婦が別れて避難する事態に至った。

その結果、親子間、祖父母と孫間の交流が絶たれてしまい、生活に賑わいやうるおい、そして張り合いがなくなり、味気ない生活となってしまった。

#### (6) 被害者同士の軋轢（苦痛・不安）

上記(1)、イのとおり、仮設住宅の場合には、同じ避難者同士であっても住環境の悪さから、隣人の生活音を気にしたり、逆に他人に見られているような思いをしたりして肩身の狭い思いをするなどの軋轢がある。

また、本件事故の同じ被害者であっても、本件原告らのうち福島第一原子力発電所から20キロ圏内か、圏外かといった避難指示区域の違いから、被告の損害賠償額に差異が生じることになったことによる軋轢もある。

原告牛来信一は、自宅が福島第一原発から20km圏内の避難指示解除準備区域内にあったため、被告から避難慰謝料が支払われているが、支払われていない地区の者から妬まれ、「補償金がもらえていいね。」「美味しいものが食べられていいね。」等と陰口を言われ、妻由美子も転職先で牛来財閥などと陰口を言われている。そのため、原告牛来信一夫婦は、なるべく知人に合わないような場所で、買い物などをするようになっている。

### 第3 故郷（ふるさと）喪失・変容慰謝料と避難慰謝料との関係

#### 1 両損害は別のものであること

訴状でも詳述したとおり、以上に詳述した避難生活に伴う避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料とは、別の内容をなす損害であって、基本的に重複するものではない。但し、もとよりいずれも一個の継続的・全生活的な事実における無形の損害であるから、表面上両者が重なっているかのように見える場面もあり得る。しかし、その場合においても、その中の異なる要素を抽出しているのであり、同じ損害を二重に評価しているものではない。

## 2 それぞれの内容

故郷喪失・変容慰謝料は、原告ら住民が生活していた地域（故郷）コミュニティから切り離されることで、その地域コミュニティが失われあるいは変容してしまったことで、当該地域コミュニティでの平穏な日常生活における生活利益が奪われたことによる無形の損害及び精神的苦痛がその内容をなすものである。つまり、住民が元の地域コミュニティでの生活から切り離され、あるいは阻害されることによって生じる損害である。

これに対して、避難慰謝料の方は、包括的生活利益としての平穏生活権を奪われ、避難生活を余儀なくされたことによる「著しい生活阻害」がもたらす、強いストレスと精神的苦痛を内容としている。したがって、その内容は、避難先（そなわち「よその場所」）での避難生活にともなう精神的苦痛、すなわち避難所や滞在先での心身の苦痛、様々な不便、不自由、そして避難生活に常につきまとう今後への様々な不安感などを含むものである。

このように、両者は損害の内容と性質を異にしている。したがって、それぞれの損害が生じる場面や要素として掲げている内容も、別異の性質を持つものとして理解・整理される必要があるのである。

## 第4 避難慰謝料の終期

### 1 一般的な基準

一般的には、放射能汚染レベルに関する適切な状況確認に基づく判断によって避難指示が解除されて、かつ現実に生活することが可能な程度に、当該地域の状況が復興するに必要な相当期間が経過した段階で、避難慰謝料支払いの終期に至ると解される。なぜならば、そのような段階に至れば、帰還が現実に可能となり、通常は、避難生活による著しい生活阻害は解消され得るからである。

但し、この判断は、極めて慎重になされる必要がある。

避難指示の解除は、十分な除染の実施によって、当該解除対象区域の全域において十分に放射能汚染レベルが回復していることが必要であり、政府による避難指示解除があったから当然に、その判断が妥当であるとは限らないからである。

この点について、中間指針は、「終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。」としているだけであったが、2013（平成25）年12月26日決定の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（以下「第四次追補」という。甲A46。）では、「『相当期間』は、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。」としている。

本件原告らのうち、福島第一原発から20km圏外30km圏内に住んでいた原告については、2012（平成24）年4月16日に避難指示（緊急時避難準備区域）が解除されたが、被告からの避難慰謝料は、同年8月まで支払われた。これは、被告も、当該地域の状況が復興するに必要な相当期間として、避難指示解除後同年8月までの4か月間を認めているものとみることができるので、福島第一原発から20km圏外30km圏内に住んでいた原告については、少なくとも2012（平成24）年8月までの避難慰謝料は認められるべきである。

## 2 相当な期間の適切な評価

上記のとおり、第四次追補は、相当期間について、「1年間を当面の目安とし」つつも、「個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。」としているのであって、決して、避難指示解除から1年で相当期間が経過したとしている訳ではないことに留意すべきである。

長期間無人のまま置かれた避難区域内の地域は、生活を再開するための様々な要素が破壊され、あるいは流出ないし散逸し、すべてが元の地域社会とは様変わりした状況に陥っている。ガス・水道などの基本的なインフラ施設はもとより、学校、医療機関、その他の公共サービス、さらには日常生活に不可欠な食品や様々な日用品の流通販売網、そして今日の日常生活を支える通信、宅配、介護、保育、清掃、クリーニング業にいたるまで様々なサービス業の地域社会における復旧・展開がなければ、到底現実的な生活は営むことができないのである。

そしてそのためには、相当数の住民が帰還をしなければ、私的な産業の事業に委ねられているほとんどの流通やサービス業務は、現実に再展開することが困難である。こうした複合的な様々な要素が、ほぼ全面的に回復・復旧した段階に至ってはじめて、「現実に生活することが可能な程度に、当該地域の状況が復興した」と評価できる。そのために必要な期間が経過しなければ、上記の「相当期間」が経過したとは評価できないのである。

さらに、多くの住民にとっては避難指示が解除され、かつ現実に生活することが可能な程度に当該地域の状況が復興したと評価できる状況に至っても、避難していた住民の個別的な事情により、相当期間が経過するまでの間に、期間か移住かを定められないことがあり得る。年齢、健康状態、家族構成、職業的な必要性など、やむを得ない事情によってそのような状況にある場合には、当該原告において帰還ないし移住の決断、実行が可能となるまでは、避難慰謝料の支払いが継続されなければならない。

### 3 原告らの場合

いわゆる20km圏外の地域に住んでいた原告らの中には、2012（平成24）年4月16日の避難指示解除後、2012（平成24）年8月までの間に、元の住所に帰還した者もいたが、周囲の生活環境は、以下のとおりで

あり、「避難指示が解除され、かつ現実に生活することが可能な程度に当該地域の状況が復興したと評価できる状況に至った」とは、到底言えないものであった。

避難前より商店の数が減少し、買い物が不便な状態が続いていた。

医療機関の数が減少し、遠くの病院まで出かけなければならなかったばかりか、診察までの待ち時間が著しく長くなった。

米作り、家庭菜園での野菜作りができない状態が続いており、米、野菜は全て買わなければならなくなり、ビニールハウス内で作った野菜についても、放射能汚染が気になり、食べる前に線量を計らなければならなくなった。

また、米作り、家庭菜園での野菜作りができないため、体を動かすこともまた、生き甲斐も失った状態が続いていた。

飲み水も放射能汚染が気になり、ペットボトル入りのものを買うようになり、洗濯物は外に干さずに、家の中やビニールハウス内に干すようになっていた。

近所の住民が帰還しておらず、帰還した家族も年老いた世代がほとんどで、地域の活力も活気もなく、治安上も非常に不安な日々であった。このことは、20 km圏内との境界付近に住む住民の場合、顕著であった。

原告高田一男、同山田弘子のような自営業者については、働き手や顧客が帰還していないため、営業を再開することは困難であった。

常磐線の利用者にとっては、不通の状態が続いていたため、遠出がままならない状態であった。

以上